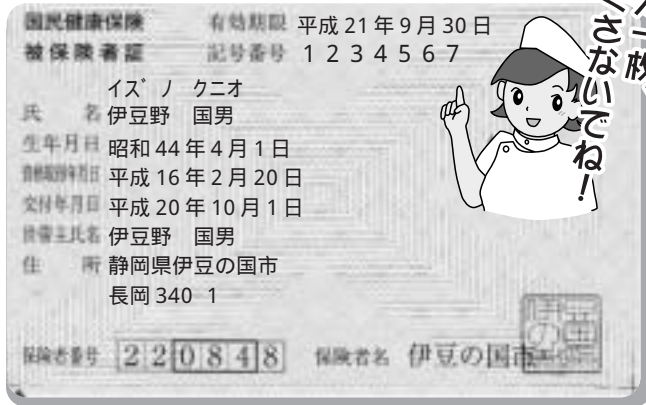


10月 から、新しい保険証で受診してください



国民健康保険被保険者証(保険証)が、10月1日(水)からうぐいす色 クリーム色に変わります。10月1日以降、病院などに行くときは、必ず新しい保険証を窓口で提示してください。保険証は9月下旬に郵送します。

なごさな救いね!



問合せ 国保年金課 電話 055 948 2905

保険証はカード式で、ひとり1枚ずつの交付になります。台紙から保険証部分をはがしてお使いください。
*現在お手元にある保険証(うぐいす色)の有効期限は9月30日(火)まで。国保年金課、大仁支所・葦山支所市民サービス課に返却するか、責任を持って破棄してください。
ご確認ください!
保険証の氏名や生年月日に誤りはないか確認してください。新しい保険証の有効期限は平成21年9月30日です。

次の人は有効期限が異なります!
平成21年9月30日までに65歳になる退職者医療制度の人
平成20年4月から退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になったため、65歳になると『国保一般』に変わります。
有効期限: 65歳の誕生月の月末
(1日生まれは誕生月の前月末)
退職扶養の人は65歳未満でも、退職本人が『国保一般』に変わるとき一緒に変わります。
平成21年9月30日までに75歳になる人
75歳になると後期高齢者医療制度の保険証が交付されるため国保の保険証は使用できなくなります。
有効期限: 75歳の誕生日の前日

紛失に注意
カード式保険証は小さいため紛失等しないよう取り扱いには十分注意してください。保険証が第三者に不正に使用される場合がありますので、紛失や盗難にあったときは警察に届け出てください。
手続き必要
勤め先の健康保険をやめて国保に加入するときや、勤め先の健康保険に入り国保をやめるときは、必ず市役所に届け出てください。会社は国保の加入・脱退手続きをしてくれませんが、手続きはご自身でしてください。
届出先 国保年金課(伊豆長岡庁舎)、市民サービス課(大仁・葦山庁舎)

9/1~ パスポートの申請・受け取りは市役所で

9月1日から、市役所市民サービス課(伊豆長岡庁舎)内に、パスポートの申請と受け取りのための窓口を開設します。県内に住民登録をしている人は、だれでも利用できます。中部・西部・北遠旅券センター窓口も、引き続き利用できますが、それ以外の県の窓口は廃止になります。

問合せ 市民サービス課 電話 055 948 2901

手続きの種類	受取までにかかる日数*	取扱日/時間	受付窓口
申請	新規・切替	8日間	市役所市民サービス課(伊豆長岡庁舎)
	訂正	6日間	
	査証欄の増補	6日間	
受取		上記の時間に加え、毎週木曜日は19:00まで延長	葦山支所・大仁支所の市民サービス課では、申請・受取のどちらも取り扱いません。

申請手続きは時間にゆとりをもって
申請手続きには、おおむね30分程度の時間が必要になります。ゆとりをもってお越しください。
以前取得したパスポートを持参できない人は
以前パスポートを取得したことがある人、取得した可能性がある人で、そのパスポートを紛失したなどの理由で窓口へ持参することができない人は、取り扱い日の9:00~16:30の間に申請をお願いします。
これは、パスポートの二重発給を防ぐため、県中部旅券センターへ発給の有無を確認する必要があるからです。ご協力をお願いします。

*『受取までにかかる日数』は申請した日からの日数(土日、祝日、年末年始を除く)

10月から 国保税『年金天引き』が始まります

1~3のすべてに当てはまる世帯は特別徴収(年金天引き)を開始します

- 世帯主を含む世帯内の国民健康保険加入者全員が、65歳~74歳である
- 世帯主が年額18万円以上の公的年金を受給している
- 世帯主の国民健康保険税額と介護保険料の合計額が、年金の受給金額の2分の1を超えない

*年度の途中で、国民健康保険世帯員数が増加した場合の増額分は、特別徴収はそのままに、納付書や口座振替による納付方法と併用して納付していただく場合があります。
*特別徴収した保険税額は、年末調整や確定申告の際、社会保険料等控除の額としては、本人(世帯主)以外の人には使用できません。

問合せ 国保年金課 電話 055 948 2905

申し出をすると、特別徴収から口座振替に変更できる世帯があります
特別徴収する保険税額は、対象世帯の世帯主あてに7月中旬に特別徴収開始通知書によりお知らせしました。
ただし、今回特別徴収開始通知書が届いた世帯のうち、今まで保険税を口座振替によって確実に納付していた場合は、申し出をすれば今までどおり口座振替が継続になります。詳しくは、国保年金課までお問い合わせください。



特別徴収が始まる世帯の納付方法

普通徴収	4月	仮算定	前年度の年間国保税額の6分の1を計算します。
普通徴収	7月	本算定	前年中の所得等に基づいて年間保険税額を計算し、仮算定分と調整した額を、残りの5回の納期に割り振ります。9月までは、現金納付または口座振替により納付します。
	9月	本算定	
特別徴収	10月	本徴収	確定した年間保険税額から、9月までに納付していただいた額を差し引いた残りを、10月以降の年金支給月に振り分けて年金天引きします
	12月		
	2月		

【訂正とお詫び】
広報いずのくに8月号の『国保税が軽減されます』の記事の中で、「所得の少ない世帯に対して均等割を6割、平等割を4割軽減する措置...」とありますが、正しくは「所得の少ない世帯に対して均等割、平等割のそれぞれを6割、4割軽減する措置」です。訂正してお詫び申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステム 公的個人認証サービスの停止

住民基本台帳カードの発行と広域住民票受付を停止します。
問合せ 市民サービス課 電話 055 948 2901

公的個人認証サービス

9/19(金) 市民サービス課窓口での電子証明書発行・失効サービスを停止します。
9/22(月) 市民サービス課窓口での電子証明書オンライン失効と有効性の確認を停止します。
9/19(金)~22(月) 公的個人認証オンライン失効と有効性の確認を停止します。
問合せ 市民サービス課 電話 055 948 2901 公的個人認証ポータルサイト <http://www.jpki.go.jp>